

「総合計画」がスタートして4年目を迎え、3年を1期とした「実施計画」の次期計画を踏まえた令和6年度予算を審査しました。予算の決め方や使われ方について、当局への質疑と委員間での討議が行われました。審査の一部を紹介します。

「笑顔あふれるしあわせのまち二本松」

実現のための予算を可決

予算審査特別委員会で新年度予算案を審査

一般会計予算

環境衛生費のうち一般管理経費

意見 地域猫不妊・去勢手術費補助金について、ガバメントクラウドファンディングで予定額より多く集まった場合には、地域猫を一時的に保護している団体に対する、えさ代の補助を検討してほしい。

答 令和4年度から実施している、「まぐらねご無料不妊手術事業」における実績数を鑑み、40匹分の費用として算出している。また、地域猫は法的な抑留の義務がなく保護できないため、えさ代の予算は措置していない。

問 地域猫不妊・去勢手術費補助金の算出根拠は。また、一時的に地域猫を保護した際のえさ代については、検討されたのか。

答 当該補助については、補助率が3分の2で、上限が、電動式については4万円、簡易なコンポストについては1万円であり、それぞれ20件分を見込んでいる。

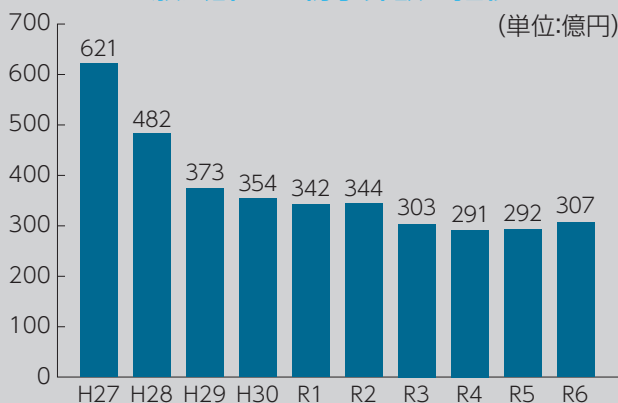
問 生ごみ処理機等購入補助金として100万円措置されているが、1台当たり幾ら補助するのか。

学力向上対策事業

問 新規事業である土曜学び塾で小学校と中学校の実施回数異なる理由は。また、募集定員や開催場所、講師の資格等はどのようになっているのか。

答 実施回数の違いは、中学校は3年生を対象とするが、中体連等を考慮し、開始時期が小学校より遅くなるためである。小学校では5年生を対象に算数科を20回、40時間、中学校では数学科を10回、20時間計画している。参加希望者は全員受け入れ、開催場所は各学校での持ち回りを予定している。また、講師は、委託による外部講師を予定し、学校教育や学習指導要領、教科指導等を理解し、児童生徒への学習指導及びコミュニケーションが適切に行えるものであること等の一定の要件を設け実施していく。

一般会計の当初予算額の推移



予算規模

会計区分	令和6年度予算額	令和5年度予算額	比較
一般会計	30,667,334	29,179,169	1,488,165 (5.1%)
特別会計	12,730,307	12,952,244	▲ 221,937 (▲1.7%)
企業会計	5,247,877	5,687,550	▲ 439,673 (▲7.7%)



予算審査特別委員会の様子

3月定例会では、令和6年度各会計予算を審査するため、予算審査特別委員会を設置しました。

3月5日及び6日に、全体会で机上での総括審査を行った後、分科会に分かれ質疑・討議が行われました。

..... 宅地造成事業会計予算

宅地売却原価

問 土地売却収入にかかる原価1億1,485万6千円に対して、土地売却収入も原価と同額となる予算を組むべきと考えるが、不足分2,805万6千円を一般会計から財政支援を受ける根拠は。また、販売価格を設定する上で、民間不動産会社の販売価格等も考慮したのか。

答 用地補償費、物件補償費及び造成工事で、販売収益の予定額を上回る原価を要しているのが現状である。今回の二本松駅南地区整備事業に伴う住宅団地造成により、駅周辺の定住人口の増加、木造住宅密集地域の解消、災害時の避難路の確保等の公益的な効果が期待されるため、一般会計からの財政支援を受けている。また、販売額の算出に当たり、不動産鑑定を実施し、近隣の民間による不動産売買における取引事例も考慮するとともに、道路や立地的な条件も含め最終的な販売額を決定している。

..... 一般会計予算

グリーンフィールド
管理運営経費

問 施設管理業務委託料が計上されているが、管理業務の内容は。

答 シルバー人材センターに管理を委託する予定である。1名体制で、利用受付のほか、清掃や草刈りなどが主な業務となる。

意見 施設を適切に使用してもらえよう利用者に対し説明を行うなど、適正な施設管理に努めてもらいたい。

温泉等利用健康
増進事業

問 利用率の向上を図るため、令和6年度から新たに「はり」、「きゅう」、「マッサージ」をメニューに追加することだが、対象となる施術所は。

答 市内12の施術所が対象となる。利用者へは、利用券を送付する際に対象となる施術所を案内する予定である。

固定資産税

問 前年度対比で約8,000万円、2.2%の増となっているが、土地、建物及び償却資産それぞれの内訳は。

答 現年度分で、土地については、マイナス463万6千円、0.5%減、家屋については、プラス543万5千円、0.4%増、償却資産については、プラス9,114万6千円、7.9%増となっている。増となる主な要因として、家屋については、復興特区法に基づく5年間の課税免除額が縮小されたことによるものであり、償却資産については、家屋同様に復興特区法の関係によるものや小規模の機械設備等の新設によるものである。

